

造船・船用工業分野特定技能1号試験 受験案内
(機械加工)

一般財団法人 日本海事協会

1. 試験の概要

本試験は、日本の造船・船用工業において、在留資格「特定技能1号」として働きたい外国人に対して、技能の水準を評価する試験です。

2. 受験資格

試験日において、年齢17歳以上である必要があります。

また、日本国内で受験する場合には、上記の条件に加えて何らかの在留資格を有することが必要です。

ただし、試験の合格をもって「特定技能」の在留資格が付与されることを保証するものではありません。試験合格者に係る在留資格認定証明書交付申請又は在留資格変更申請時の審査により在留資格認定証明書の交付や在留資格変更の許可を受けられないことがあります。

また、在留資格認定証明書の交付を受けたとしても、査証申請については、別途外務省による審査が行われるため、査証の発給を受けられないことがあります。

3. 試験場所、試験日程

試験場所は、申請者にご用意いただき、本会の試験監督者を派遣します。

学科試験が実施できる部屋及び実技試験のための機械設備、試験用機材、支給材料を準備して頂きます。詳細については、「造船・船用工業分野特定技能1号試験(機械加工)実技試験実施要領」をご覧ください。

試験日は、本会と調整のうえ、決定させていただきます。

4. 試験内容

(1) 試験言語：日本語(漢字にひらがなルビあり)

(2) 学科試験

試験時間：60分

出題形式：真偽選択法(○×式)、30問

出題範囲：安全衛生一般(10問)

機械加工に関する知識・技能(文章問題10問、図表問題10問)

合格基準：60%以上正答

(3) 実技試験

1) 試験内容

支給材料を用いて、加工図に指示された部品を作成してください。詳細については、「造

船・船用工業分野特定技能1号試験（機械加工）実技試験実施要領」をご覧ください。

2) 合格基準

提出された製品に対して、各部の測定を行い、以下の基準を満足することを合格の基準とします。詳細については、「造船・船用工業分野特定技能1号試験（機械加工）実技試験実施要領」をご覧ください。

- ① 寸法指示のある箇所が、指定の公差（±0.3mm）以内であること。
- ② 溝加工部の溝幅および溝深さが、所定の寸法公差内であること。
- ③ 最外周の指示された稜（エッジ）が、C1面取りされていること。
- ④ 指示のない稜（エッジ）は、すべて糸面取りされていること。

5. 受験申請の手続き

(1) 受験に関する問い合わせ

試験を希望する日の3カ月程度前に、本会に特定技能試験に関して問い合わせください。受験に関する説明、受験のための条件確認方法等を調整させていただきます。

希望する職種の特定技能試験（実技試験及び学科試験）が実施可能と判定されたことを確認後、下記「(2) 申請方法」にしたがって、申請をお願いします。

(2) 申請方法

日本海事協会のホームページから希望する職種の申請書をダウンロードして、必要事項を記入し、顔写真とともにメールに添付して送付してください。

ホームページ：<http://www.classnk.or.jp/hp/ja/authentication/evaluation/index.html>

申請書送付先：ssw_et@classnk.or.jp

<申請に関する注意事項>

①本人確認のための書類に記載されている番号

以下の有効ないずれかの書類に記載している番号を申請書に記入してください。その他の本人確認書類を用いる場合は、別途ご相談ください。

- ・パスポート
- ・在留カード

②顔写真

- ・無背景、正面（帽子をかぶらない）、本人のみを写し、試験時に本人確認ができるJPEG形式の写真
- ・写真サイズ：たて400pixel、よこ300pixel
- ・ファイルサイズ：1MB以内

(3) 受験料の支払い

申請書が受理された後、受験料の支払いの請求書を送付しますので、支払い期限までに指定の

口座に振り込んでください。

特定技能試験実施費用補助金制度により、日本政府が令和2年度の特定技能試験の受験料の半額を負担することになりましたので、受験料は下記の半額になります。

受験料（学科試験及び実技試験）： 23,100円（税抜）

ただし、1回の試験での最低料金は115,500円（税抜）となります。1回の試験で受験料の合計が115,500円に満たない場合は、受験料の合計金額ではなく最低料金を申し受けます。

6. 受験に関する通知

受験番号、受験者氏名、試験日時、試験会場等を記載した受験に関する通知を申請者にメールします。

7. 試験当日の持ち物

- (1) 受験に関する通知のメール（印刷したもの又はスマートフォンなどで表示したもの）
- (2) 本人確認のための以下の有効な書類で、申請書に記載した番号と同じものが記載されたもの。
 - ①パスポート
 - ②在留カード
 - ③その他本会が別途認めたもの
- (3) 鉛筆又はシャープペンシル、消しゴム
- (4) 作業着等

機械加工の実技試験を実施するために必要な作業着、帽子又はヘルメット、安全靴、保護メガネ、卓上式電子計算機（携帯電話、スマートフォンは不可）等を持参してください。

詳細については、「造船・船用工業分野特定技能1号試験（機械加工）実技試験実施要領」をご覧ください。

8. 試験当日の注意事項

- (1) 試験開始時刻までに入室できない場合は、原則として受験できません。
- (2) 学科試験を行う試験室内は禁煙とし、試験中の飲食は禁止します。
- (3) 無線通信機器（携帯電話、スマートフォン、タブレット端末、通信機能付き時計等）について、試験時間内および試験室内での使用は禁止します。
- (4) 試験中は、時計、無線通信機器はカバン等の中にしまい、足下に置いてください。時計は試験室内に設置しますので、そちらで時間を確認してください。
- (5) カンニングや不正な手段によって試験を受け又は受けようとした者は、試験を受けることを禁止することや合格の決定を取り消すことがあります。
- (6) 受験者に配布した試験問題は、持ち帰ることができません。試験終了時に回収します。
- (7) 学科試験開始後20分から答案用紙を提出して退出することができます。

(8) 試験官の指示に従わない場合は、試験を受けることを禁止することがあります。

9. 合格発表

試験終了後、試験の結果を記載した結果証明書を申請者に送付します。結果証明書の送付時期は、申請者にメールにてお知らせいたします。

10. 個人情報の取り扱い

- (1) 本試験の合格者の受験登録情報・写真等については、在留資格の申請時における本人照合のため、出入国在留管理庁に提供する場合があります。
- (2) 受験申請及び試験により取得した個人情報は、試験の実施に使用するほか、当試験の制度の検討に関する資料の作成のために利用することがあります。
- (3) 収集した個人情報は、日本海事協会の個人情報保護方針に基づき適正かつ安全に管理いたします。
- (4) 日本又は受験者の出身国の行政機関から要請があったときは、受験申請者の個人情報を当該行政機関に対して開示する場合があります。

問い合わせ先

一般財団法人 日本海事協会 調査開発部 特定技能試験担当
〒102-8567 東京都千代田区紀尾井町4番7号
電話：03-5226-2054 e-mail: ssw_et@classnk.or.jp